平成２９年（フ）第２３３号
神戸市兵庫区大井通２丁目１番１号
債務者　田中　晴美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３７号
名古屋市中川区西伏屋２丁目1210番地の２
ミッサリオ101
債務者　和田　裕也
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２４７号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ－３棟303号
債務者　湯浅ゆかり（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２７４号
名古屋市港区宝神４丁目1306番地　宝神荘６棟112号
債務者　藤川ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０８号
神戸市北区花山東町３番27―601号
債務者　堀井マリ子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３８号
神戸市灘区城内通５丁目５番16号　王子パークルームⅠ　402
債務者　大田　晴美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４７号
神戸市垂水区泉が丘２丁目４番17―101号
債務者　福屋　義徳
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４８号
神戸市垂水区泉が丘２丁目４番17―101号
債務者　福屋由美子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３４５号
茨城県ひたちなか市高場４丁目11番地１
サーパスさわ201号
破産者　鈴木　信昭
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５２８号
埼玉県川口市大字西立野1119番地の５　テラスサラＣ　102号
破産者　新岡浩太郎
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
愛知県名古屋市港区宝神２―604、開始決定時の住所岡山県津山市林田218番地７
破産者　有宗　博志
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４７４号
札幌市厚別区厚別西４条２丁目１番５号
破産者　大野　もえ（旧姓田代）
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８４号
札幌市東区北36条東27丁目２番28―701号
破産者　藤巻　公成
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８５号
さいたま市北区東大成町１丁目127番地１ＭＭ大宮105号室
破産者　鈴木　隆之
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８６号
さいたま市北区東大成町１丁目127番地１ＭＭ大宮105号室
破産者　鈴木なぎさ
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
さいたま市浦和区仲町２丁目18番18号　ハイネス101
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２００７号
愛知県一宮市島崎１丁目６番15号（レオパレスノア201号）、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂578番地ベレオ葵Ⅱ301
破産者　井上　一世
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部